

四万十市

マイナンバーカード 作ってもらえる地域振興券

500円×10枚
5,000円
地域振興券



新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた電子的な手続きの増加が考えられるため、安全で確実な本人確認が必要となります。四万十市ではそのツールとなるマイナンバーカードの普及を図るため、カードを申請・保有している方に「四万十市地域振興券」を配布します。

地域振興券の使用による買い物や飲食の消費拡大で、地域経済の活性化にも取り組みます。

《マイナンバーカードに関するお問い合わせ先》

《※詳しくは裏面参照》

四万十市役所〔本庁〕 市民・人権課 市民係 《専用窓口 ☎34-8113》
〔西土佐住民分室〕 ☎52-1112

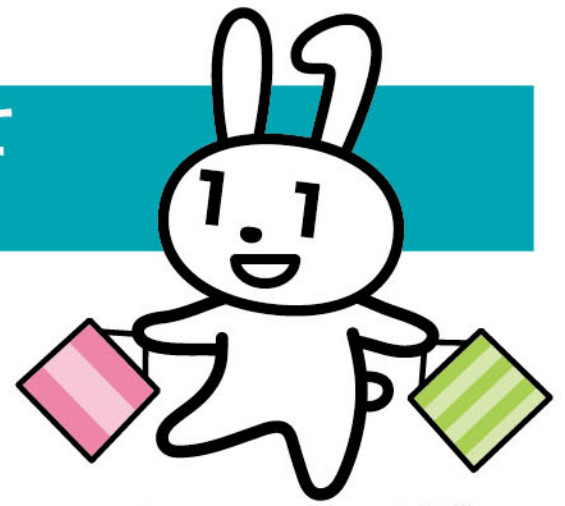
■地域振興券取扱店に関するお問い合わせ先

【中村地域】 一般社団法人 四万十市観光協会 TEL 0880-35-4171
【西土佐地域】 四万十市西土佐商工会 TEL 0880-52-1276

四万十市

マイナンバーカードをつくって 地域振興券をもらおう

新型コロナウイルス感染症対策をふまえた対人非接触型の電子的な手続きによる新しい生活様式への移行などにより、今後は安全で確実な本人確認が必要です。そこで、デジタル社会の基盤となり得るマイナンバーカードの普及を図るため、カードを取得・申請した方に「地域振興券」を配布し、地域経済の活性化につなげます。まだマイナンバーカードを取得していない方も、この機会に調べていただきますようお願いいたします。



地域振興券の配布

■配布対象者と配布方法

対象者の区分	地域振興券の配布
1月14日(木)までにマイナンバーカードを取得済みの市民	1月中旬ごろに住所へ郵送(申請不要)
1月15日(金)以降にマイナンバーカードを取得する市民(3月31日(水)までに地方公共団体情報システム機構に申請が正式受理された方に限る。)	マイナンバーカードの取得方法が①郵送か②窓口受け取りかに応じて、それぞれの手法により地域振興券を配布(地域振興券使用期限内に限る。)

■金額 対象者1人につき1セット5,000円分(500円×10枚)

■使用期間 1月15日(金)～6月30日(水)

■利用可能店舗 市内の登録店舗(地域振興券とあわせて登録店舗一覧を配布します。)

■地域振興券種別

市内経済の均衡な活性化を考慮し、住所が中村地域か西土佐地域かによって、地域振興券の種別および利用可能な登録店舗が異なります。

マイナンバーカード申請方法

- ① **オンライン**……スマートフォンやパソコンで申請可能
- ② **郵送**……必要事項を記入した交付申請書を郵送にて提出
- ③ **市役所本庁舎1階に設置する専用窓口または西土佐住民分室窓口**

■受付期間 1月5日(火)～3月31日(水) 8時30分～17時15分(12時～13時、土・日・祝日を除く。)

※本庁の専用窓口のみ19時まで時間延長

■持参物 通知カード、個人番号カード交付申請書、住民基本台帳カード(お持ちの方)、次の本人確認書類※

※①Aから2点、②AとBを組み合わせた2点、③通知カードに加えAから1点またはBから2点の本人確認書類を持参した方は、カードを郵便書留等で送付しますので再来庁が不要となります。

A→運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、障害者手帳、特別永住者証、在留カード

B→健康保険証、介護保険証、医療費受給者証、年金手帳、年金証書など

(氏名、生年月日または氏名、住所が印字された書類(郵便物は除く。))

マイナンバーカードの受取方法

郵便書留等による送付または申請者本人による窓口受け取り(15歳未満は親権者の同行が必要)

申請から約1か月程で受け取れるようになります。窓口受け取りの際は、市役所から送付される交付通知書(はがき)とそれに記載されている本人確認書類等の必要書類を持参してください。